

○関西学院大学リポジトリ内規

2007年7月9日

常務委員会報告

(目的)

第1条 関西学院大学は、本学において作成された電子的な学術研究成果等（以下、「学術研究成果」という。）を収集し、関西学院大学リポジトリに恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

(管理運営)

第2条 研究推進社会連携機構規程第17条に規定する専門部会として、研究推進社会連携機構長室会のもとに「関西学院大学リポジトリ管理委員会」（以下、「管理委員会」という。）を設ける。

2 管理委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- 1 研究推進社会連携機構副機構長 1名
- 2 研究推進社会連携機構推進委員 若干名
- 3 大学図書館副館長 1名
- 4 その他管理委員長が必要と認めた者 若干名

3 管理委員長は研究推進社会連携機構副機構長がこれに当たる。

4 委員の任期は研究推進社会連携機構副機構長の在任期間中とする。

(管理委員会)

第3条 管理委員会は次の事項を決定する。

- 1 関西学院大学リポジトリの登録対象物の追加、変更に関する事項
- 2 関西学院大学リポジトリの登録者の追加、変更に関する事項
- 3 関西学院大学リポジトリの登録物の削除に関する事項
- 4 その他

(登録対象物)

第4条 登録対象となる学術研究成果は次の要件を満たすものとする。

- 1 学術的な研究の成果であること。
- 2 本学においてその主要な部分が作成されたものであること。
- 3 電子的フォーマットで作成されていること。
- 4 ネットワークを通じて配信できること。

2 前項の他、管理委員長が必要と認めたものを登録することができる。

(登録者)

第5条 関西学院大学リポジトリに学術研究成果を登録できる者(以下、「登録者」という。)は次のとおりとする。

1 次に掲げる者として本学に在籍する、又は在籍したことのある者

イ 専任教職員

ロ 博士研究員

ハ 大学院学生

2 その他管理委員長が特に認めた者

第6条 関西学院大学リポジトリに学術研究成果を登録することを希望する者は、別紙の「関西学院大学リポジトリ登録申請書」を管理委員長に提出することとする。

第7条 登録者は、関西学院大学リポジトリの登録システムを通じて、自らが作成した若しくは作成に関わった学術研究成果を登録することができる。

(登録された学術研究成果の利用)

第8条 関西学院大学は、次の方法により、関西学院大学リポジトリに登録された学術研究成果を利用する。

1 当該学術研究成果を複製し、関西学院大学リポジトリを構築するサーバに格納する。

2 ネットワークを通じて第1号の複製物を不特定多数に無料で公開(送信)する。

3 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。

第9条 関西学院大学は、関西学院大学リポジトリに登録された学術研究成果の利用については、次のことを遵守する。

1 第8条に掲げた利用方法以外による利用は行わない。

2 ネットワークを通じて学術研究成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう次の内容を周知する。

学術研究成果の利用にあたっては、原則として著作権者に許諾を得なければならないが、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める権利制限規定の範囲内の利用については、著作権者に許諾を得る必要はない。

(学術研究成果の著作権と利用許諾)

第10条 学術研究成果の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は、関西学院大学に対し、第8条に掲げた利用を無償で許諾する。

第11条 学術研究成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合は、登録者は、

関西学院大学に対し、第8条に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。

第12条 学術研究成果の著作権が登録者以外に帰属している場合は、登録者は、関西学院大学に対し、第8条に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。

第13条 学術研究成果が関西学院大学リポジトリに登録された後も、著作権は関西学院大学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(学術研究成果の削除)

第14条 関西学院大学は、次の場合に、関西学院大学リポジトリに登録された学術研究成果を削除することができる。

- 1 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、それを管理委員会が承認した場合
- 2 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、又は内容が著しく不適切である等の理由により、管理委員会が削除を決定した場合

(事務局)

第15条 関西学院大学リポジトリの運営に関する事務は研究推進社会連携機構事務部及び大学図書館運営課が行う。

(内規の改廃)

第16条 この内規の改廃は管理委員会の議を経て研究推進委員会で決定する。

附 則

- 1 この内規は、2007年（平成19年）4月24日から施行する。
- 2 この内規は、2011年（平成23年）4月1日から改正施行する。
- 3 この内規は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 4 この内規は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。